所沢市財政トークス

第21号 「財務書類・財政健全化」

地方公共団体の会計処理は、予算の適正・確実な執行に資する観点から現金の授受の事実を重視する「現金主義」が採用されています。一方、現金主義の会計は、資金の流れやその使いみちの情報が主で、現金以外の資産や負債の情報が欠如しており、財務分析の正確性が問われてきました。

そのため、住民の皆様に対する説明責任をより適切に果たし、財政の透明性を高めるため、発生主義を基本とする企業会計的手法を用いた財務書類の整備が推進されてきました。

所沢市においては、財務4表(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書)を作成し、公表しています。

- 官庁関係と企業会計の違い -

| 項目 | 官庁会計(自治体) | 企業会計(株式会社) |
|-----------------------|--|-------------------------------|
| 対象団体の目的 | 住民の福祉の増進 | 利益の追求 |
| 財務報告の目的 | 行政目 <mark>的どおりの予算が</mark> 執行されたか どうかを監視、 <mark>評価す</mark> ること | 企業活動の財政状態、経営成績を報告、説明すること |
| 作成主体 | 首長 | 取締役 |
| 報告主体 | 住民(提出先は議会) | 株主(提出先は株主総会) |
| 7 to 7 = 44 to 7 = 47 | 議会の承認 | 株主総会の承認 |
| 承認及び説明責任 | 予算(事前)と決算(事後)の承認 適正な予算執行に関する説明責任 | 決算(事後)の承認 利益獲得の結果に対する説明責任 |
| | 単式簿記 | 複式簿記 |
| 記帳方式 | (入出金を歳入歳出の科目別に記帳す | (取引の原因と結果の両面から記帳す |
| | る方式) | る方式) |
| | 現金主義 | 発生主義 |
| 認識基準 | (現金の入出金の事実に基づいて会計 | , |
| | 記録を行う) | 会計記録を行う) |
| | 歳入歳出決算書 | 貸借対照表 |
| 決算書類 | 歳入歳出決算事項別明細書 | 損益計算書 |
| | 実質収支に関する調書 | 株主資本等変動計算書 |
| | 財産に関する調書 | キャッシュフロー計算書 |

出典:東京都・大阪府(2010)『公会計改革白書』

ここでは、その中から貸借対照表をご紹介します。現金だけでなく資産や負債を含めた情報が対 比されていることがわかります。その他の表及び貸借対照表の詳細なものは、所沢市ホームページ (以下リンク)でアップしていますのでぜひご覧ください。

(http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/zaisei/zaiseijyouho/zaimushohyo.html)

- 所沢市(普通会計) 貸借対照表 -

単位:千円

| 借方 | | | 貸 方 | | |
|------|---------|-------------|----------|------------|-------------|
| 公共資産 | 有形固定資産 | 363,335,590 | 固定負債 | 地方債 | 51,400,340 |
| | 売却可能資産 | 1,710,423 | | 長期未払金 | 10,908,724 |
| | 公共資産合計 | 365,046,013 | | 退職手当引当金 | 13,703,596 |
| 投資等 | 投資及出資金 | 1,637,462 | | 損失補償等引当金 | 1,173 |
| | 貸付金 | 424,221 | | 固定負債合計 | 76,013,833 |
| | 基金等 | 7,220,001 | | | |
| | 長期延滞債権 | 3,647,430 | 流動負債 | 翌年度償還予定地方債 | 5,790,237 |
| | 回収不能見込額 | 889,978 | | 未払金 | 3,883,660 |
| | 投資等合計 | 12,039,136 | | 賞与引当金 | 945,847 |
| 流動資産 | 現金預金 | 6,580,302 | | 流動負債合計 | 10,619,744 |
| | 未収金 | 740,754 | 負 債 合 計 | | 86,633,577 |
| | 流動資産合計 | 7,321,056 | 純資産合計 2 | | 297,772,628 |
| 資 産 | 資 産 合 計 | | 負債·純資産合計 | | 384,406,205 |

平成25年度決算と比較すると、公共資産の額が減少しています。これは、経年の減価償却及び資産の売却等によるものです。

また、市の借金である地方債も、前年と比較して減少しています。

● 平成26年度決算においても財政健全化を維持!

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政状況を判断するとともに、必要に応じて早期の段階で健全化させることを目的として施行されている法律です。毎年、地方公共団体は、前年度決算から、4つの指標を算定しています。

平成 26 年度健全化判断比率の対象会計

| 地方公共団体 | | | | | 一部事 | 務組合 | 地 | 方公社 | • | | | | |
|----------|---------|---|----------------|----|-----|-----|---|-----|---|-----|---|----------|---|
| 一般会 | 計等 | | 公営事業会計 公営企業会計 | | | | | 域連合 | | セクタ | | | |
| | | | | | | | | | | ı | | | |
| _ | 土 狭 | 玉 | 介 | 後 | 交 | 水 | 病 | 下 | 埼 | そ | 土 | <u>.</u> | そ |
| 般 | 地 山 | 民 | 護 | 期 | 通 | 道 | 院 | 水 | 玉 | の | 地 | 公 財 | の |
| 会 | 区ケ | 健 | 保 | 高 | 災 | 事 | 事 | 道 | 西 | 他 | 開 | ~3 | 他 |
| 計 | 画丘 | 康 | 険 | 歯令 | 害 | 業 | 業 | 事 | 部 | 3 | 発 | 所 | 4 |
| | 整 | 保 | 特 | 者 | 共 | 会 | 会 | 業 | 消 | 団 | 公 | 沢 市 | 団 |
| | 理 | 険 | 別 | 医 | 済 | 計 | 計 | 会 | 防 | 体 | 社 | 文 | 体 |
| | 特 | 特 | 会 | 療 | 特 | | | 計 | 組 | _ | | 化 | _ |
| | 別 | 別 | 計 | 特 | 別 | | | | 合 | | | 振 | |
| | 会 | 会 | | 別 | 会 | | | | | 1 | | 興事 | 2 |
| | 計 | 計 | | 会 | 計 | | | | | | | 業 |) |
| | | | | 計 | | | | | | | | 団 | |
| 実質が | 実質赤字比率 | | | | | | | | | | | | |
| 連結実質赤字比率 | | | | | | | | | | | | | |
| | 実質公債費比率 | | | | | | | | | | | | |
| 将来負担比率 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

¹埼玉県市町村総合事務組合、埼玉県後期高齢者医療広域連合、彩の国さいたま人づくり広域連合

以下で、「早期健全化基準」は財政状況の悪化によって自主的な改善努力が必要な段階、「財政再生基準」は国等の関与による確実な再生を必要とする段階を示すものです。

所沢市はいずれの基準と比較しても、問題のない数値となっています。

実質赤字比率

| 所沢市 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-----|---------|--------|
| - | 11.25% | 20.00% |

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。所沢市は黒字です。

連結実質赤字比率

| 所沢市 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | | |
|-----|---------|--------|--|--|
| - | 16.25% | 30.00% | | |

地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地 方公共団体全体の財政運営の悪化の度合いを示すもの です。所沢市は黒字です。

²⁽公財)所沢市公共施設管理公社、(株)ワルツ所沢、(株)埼玉西部食品流通センター、埼玉県信用保証協会

実質公債費比率

| 早期健全化基準 | 財政再生基準 | | |
|---------|--------|--|--|
| 25.00% | 35.00% | | |
| | | | |

借入金(地方債)の返済額と公営企業等の借入金の返済に充てられる一般会計の負担額等が、市の標準的な財政規模に対してどの程度の割合を占めているかを表すものです。過去3年間の比率の平均値により算出します。

将来負担比率

| | | ACCUSATION AND ADDRESS OF THE PARTY OF THE P |
|------|---------|--|
| 所沢市 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
| 1.1% | 350.0% | |

一般会計等が将来負担するべき市債や債務負担行為などの負債が、市の標準的な財政規模に対してどの程度の割合を占めているかを表すものです。一般会計等に加え、公営企業、一部事務組合・広域連合や地方公社等を含めた実質的な負債額を把握するものです。

COLUMN

平成 27 年 1 月 23 日、総務省より「統一的な基準による地方公会計の推進」について、通知がありました。

今までの財務諸表は、既存の決算資料を用いて、それを組み替えることによって作成していましたが、この作成のしかたでは「事業別や資産別での分析ができない」「個別の固定資産の額が不明のため、公共施設マネジメントに活用できない」ということを指摘されてきました。

今回の通知は、このことについて、「複式簿記の導入」及び「固定資産台帳の整備」を前提とした新基準を用いての財務諸表の作成を求めるものです。

総務省からの通知においては、平成29年度までに上記にしたがった財務諸表等を公開することが求められています。

所沢市は、財務会計システムの改修等、本通知への対応に必要な環境を平成 28 年度に整備することとしており、平成 27 年度以降の決算において、統一的な基準による財務書類の作成及び公表を行う予定です。